私学助成園

清瀬市トップページ
⇒　「子育て」
⇒　「子育てトップ」
⇒　「保育園・幼稚園・認定こども園」
⇒　「幼稚園」

令和９年度　幼稚園補助金等の手続きのお知らせ

清瀬市に住所を有し、私学助成を受ける幼稚園（市外幼稚園も含む）に在籍している園児の保護者の方を対象に、**補助１「施設等利用給付費（入園料+保育料）」、補助２「保護者負担軽減補助金」、補助３「食材料費補助」、補助４「預かり保育料」**の各補助事業を実施します。なお、市外の幼稚園では本書に記載された補助金の給付時期や給付方法、給付回数等、異なる面がありますのでご注意ください。

施設型給付園
（新制度移行園）

・認定こども園ひかり
　（清瀬ひかり幼稚園）
・こばとの森幼稚園
・ほか市外施設型給付園

私学助成園
（新制度**未移行**園）

・きよせ幼稚園
・清瀬たから幼稚園
・清瀬富士見幼稚園
・清瀬しらうめ幼稚園
・清瀬ゆりかご幼稚園
・ほか市外私学助成園

1　申請に必要な各書類及び提出先・提出期限について

申請する認定区分に応じて必要書類が異なります。各種を同時に申請することはできません。
②住民税課税(非課税)証明書については P.2 を、③「保育の必要性」を証明する書類については P.3 をご参照ください。
住民税課税(非課税)証明書は申請書にマイナンバーを記載することで提出省略が可能です。

新１号認定
の申請に必要な書類

❶-1 施設等利用給付認定・変更申請書
（→　みどり色の用紙）
❶-2★私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金交付申請書(→　黄色の用紙)
❷住民税課税（非課税）証明書
❸★「保育の必要性」を証明する書類

★ ❶-2 と❸は 満３歳児で預かり保育の補助ありを希望する場合のみ必要

新２号認定・新３号認定
の申請に必要な書類

❶施設等利用給付認定・変更申請書
（新２号・新３号）(→　ピンク色の用紙)
❷住民税課税（非課税）証明書
❸「保育の必要性」を証明する書類

３号認定（0～2 歳まで）
の申請に必要な書類

❶-1 子どものための教育保育給付認定申請書
（→　みず色の用紙）
❶-2 私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金交付申請書(→　黄色の用紙)
❷住民税課税（非課税）証明書
❸「保育の必要性」を証明する書類

３号は幼稚園の入園とは扱いが異なるため
以降は P.10 のみ参照

提出先	提出期限※1
・**在籍する市内私立幼稚園**に提出する場合 ……	**入園月の前月　15 日** まで **（15 日が土日祝日の場合には直前の平日）**
・**清瀬市子ども支援課**に提出する場合 ……	**入園月の前月　20 日** まで **（20 日が土日祝日の場合には直前の平日）**

※1　**新 1 号認定 ⇔ 新 2 号認定 など認定変更の申請をする場合でも、提出期限は上記のとおり、認定希望月の前月期日となります。**

2　給付認定について（申請に必要な書類❶の違いについて）

- 補助の対象となるには、いずれかの認定を受けることが**必須**となります。
 さらに、「**保育の必要性**」の認定を受けることで、**預かり保育料の無償化の対象**となります。（「保育の必要性」の認定要件は P.3 参照）
 家庭状況の変化により「**保育の必要性**」が生じた場合（または不要になった場合）は、預かり保育料無償化の認定変更が可能です。ただし、遡っての無償化認定はできません。必ず期限（前月 20 日）までにご申請ください。

対象年齢	「保育の必要性」の認定を	認定区分	補助 1（P.7）施設等利用給付費（入園料＋保育料）	補助 2（P.8）保護者負担軽減補助金	補助 3（P.9）食材料費補助	補助 4（P.10）預かり保育料
満 3 歳児クラス ～	受けて**いない**	新 1 号認定※2	○	○	条件を満たす場合	×
	受けて**いる**					○
3 歳児クラス ～	受けて**いる**	新 2 号認定	○	○		○
満 3 歳児クラス（市民税非課税世帯に限る）	受けて**いる**	新 3 号認定	○	○		○

※2　市民税課税世帯の満 3 歳児クラスでも「保育の必要性」の認定を受けることで預かり保育料の無償化の対象となります。
（3 歳児クラスからは新 2 号認定であると対象となります。）

3　申請に必要な書類❷「住民税課税（非課税）証明書」について

- 各補助金のうち、**補助 2「保護者負担軽減補助金」**の補助額及び**補助 3「食材料費補助」**の対象となるかについては、**世帯の市町村民税所得割課税額**※3**の合計額**に応じて決定します。
- 世帯とは、園児と生計を共にしているすべての方をいい、世帯構成員のうち 2 人以上（父母）に所得がある場合には、原則その合計額で算定します。また、**父母ともに市町村民税所得割課税額が非課税で、同居している祖父母等がいる（同・別世帯問わず）場合は、同居している祖父母等のうち最も収入の高い方を含めて算定します。**

対象補助／算定期間	令和 9 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和 10 年 1 月	2 月	3 月
1　保護者負担軽減補助金	世帯の**令和 8 年度**市町村民税所得割課税額※3 の合計額					世帯の**令和 9 年度**市町村民税所得割課税額※3 の合計額						
2　食材料費補助	世帯の**令和 8 年度**市町村民税所得割課税額※3 の合計額											

- 各年度の市町村民税所得割課税額の確認は、
 住民税課税（非課税）証明書で行います。
 ｛Ⓐ**清瀬市に住民登録されたのがいつか**
 Ⓑ**入園希望時期がいつか**
 によって下表のとおり必要な証明書が異なりますので、ご注意ください。
 出産・育児休暇などで収入がない場合でも、下表の「不要」に該当しなければ、非課税証明書の提出が必要です。

※3　以下の控除の適用前の所得割課税額で算定します。
①寄附金税額控除額
②外国税額控除額
③配当割額・株式等譲渡所得割額控除額
④配当所得控除額
⑤住宅借入金等特別税額控除額

Ⓑ入園希望月 ＼ Ⓐ清瀬市に在住	令和 8 年 1 月 1 日 以前から	令和 8 年 1 月 2 日 以降	令和 9 年 1 月 2 日 以降
令和 9 年 4 月入園 から 令和 9 年 8 月入園 まで	**不要**※4	令和 8 年度分	令和 8 年度分・令和 9 年度分※5
令和 9 年 9 月入園 から 令和 10 年 3 月入園 まで	**不要**※4	**不要**※4	令和 9 年度分※5

※4　清瀬市の税情報で確認しますので提出の必要はありませんが、令和 7 年中・令和 8 年中の所得について**未申告**の場合は、**税情報の確認ができません。**早急に市課税課あるいは税務署にご申告ください。
（国外に居住等していて申告ができなかった方については、子ども支援課までご連絡ください。）
※5　**令和 9 年度の課税（非課税）証明書は令和 9 年 6 月頃に取得可能となります。取得でき次第速やかにご提出ください。**

4　申請に必要な書類❸「保育の必要性」を証明する書類について

● 保育の必要性の認定要件及び認定期間は、下記のとおりです。

	認定事由	保育を必要とする事由と認定期間
1	就労	①月 48 時間以上②1 週間のうち 3 日間は 1 日 4 時間以上の労働を常態としている。 → **就労期間中**（上記①②の条件を満たさない場合、**「求職（活動）」**扱いとなります。）
2	求職	求職中の場合 → **3か月以内**（期間内に就労要件を満たす必要あり）
3	出産	出産する場合 → **出産予定月及びその前後各２か月（最長５か月）以内**
4	育休特例※6	すでに幼稚園に在籍しており、継続利用が必要である場合 → **育児休業の対象のお子様が２歳になる日の属する年度の末日（３月 31 日）まで**
5	みなし育休特例※6	すでに幼稚園に在籍しており、継続利用が必要である場合で、育児休業を取得できない職種の場合 → 最長で、**育児休業の対象のお子様が２歳になる日の属する年度の末日（３月 31 日）まで**
6	疾病・障害	疾病、負傷、心身の障害などにより児童の保育ができない場合 → **入院、通院、療養期間**
7	介護・看護	常時かつ長期に介護、看護にあたっている場合 → **介護・看護期間**
8	就学	保護者が週３日以上かつ昼間４時間以上の就学の場合 → **就学期間**
9	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている場合 → **災害復旧期間**
10	その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※6　育休特例利用は、すでに就労で認定を受けており育児休業を取られる方が対象です。
育休要件での新規認定はできません。

※7 きょうだい分を同時に申請する場合、保育の必要性を証明する書類はそれぞれに添付してください（コピー可）。
※8 就労証明書は清瀬市指定様式か国様式を使用してください。
各証明書、診断書の有効期限は、申込時点で証明日から３か月以内です（コピー可）。
※9 診断書の内容によっては、保育の必要性が認められず、認定できない場合があります。

（参考）「保育を必要とする事由」を証明する書類一覧表

	保護者の状況	提出が必要な書類※7 （●は必須、数字○はいずれかの提出が必要）	備考
1 (1)	常勤、パート、内職	●就労証明書※8（事業者が証明）	就労先等が２か所以上の方は、それぞれの就労先の就労証明書を提出してください。
1 (2)	就労内定先がある場合	●就労証明書※8（事業者が証明）	「７ 就労実績」には、就労を開始してからの３か月間の見込みで日数・時間ともに記入を依頼してください。
1 (3)	自営業、個人事業主、フリーランス	●就労証明書※8（事業者が証明） ①確定申告書（令和７年までに就労を開始した方） ②開業届および 請負契約書又は報酬がわかるもの（令和８年以降に就労を開始した方）	令和８年以降に就労を開始した方で、請負契約書又は報酬のわかる書類の提出がなく開業届のみの場合は「求職」要件となり、認定期間も３か月以内となります。
1 (4)	法人経営者	●就労証明書※8 ①源泉徴収票（令和７年までに設立した方） ②登記簿謄本（令和８年以降に設立した方）	就労証明書と合わせて、左記のとおり、法人の経営者であることが確認できる書類の提出が必要です。
1 (5)	自営業の協力者	●就労証明書※8（事業者が証明） ①源泉徴収票　又は　確定申告書（令和７年までに就労を開始した方） ②青色事業専従者給与に関する届出書（令和８年以降に就労を開始した方）	就労証明書と合わせて、左記のとおり、事業主より給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
1 (6)	親族経営会社への従事者	●就労証明書※8（事業者が証明） ①源泉徴収票（令和７年までに就労を開始した方） ②雇用契約書（令和８年以降に就労を開始した方）	就労証明書と合わせて、左記のとおり、雇用契約又は給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
2	求職中	–	提出が必要な書類はありません。 「施設等利用給付認定申請書(2 号･3 号)」裏面②に必要事項を記入してください。
3	出産する場合	●母子健康手帳の写し	表紙及び分娩予定日のわかるページ(4P)の写しを提出してください。 「施設等利用給付認定申請書(2 号･3 号)」裏面④に必要事項を記入してください。
4 ・ 5	育児休業 みなし育休	●就労証明書※8（事業者が証明） ①産休/育休の取得（予定）欄の記載 ②元勤務先に戻ることができる旨の証明書の提出	下記の①又は②に該当し、休業前に就労要件で給付認定を受けていた場合に限り、育児休業の対象のお子様が２歳になる年度の末日まで当該幼稚園等での保育の継続ができます。 ①育児休業を取得する場合 ②育児休業は取得できないが、休業後には、元の勤務先に休業を取得する前と同条件で復帰することを事業者が認めている場合
6	病気又は心身に障害がある場合	①医師の診断書※8※9 ②障害者手帳等の写し	「施設等利用給付認定申請書(2 号･3 号)」裏面⑤⑥に必要事項を記入してください。
7	親族の介護又は看護をしている場合	●介（看）護状況届出書 ①医師の診断書※8※9 ②ケアプラン 又は 障害者手帳等 の写し	具体的な状況を「介（看）護状況届出書」に記入してください。 「介（看）護状況届出書」は、清瀬市ウェブページ又は窓口で入手してください。 「施設等利用給付認定申請書(2 号･3 号)」裏面⑦に必要事項を記入してください。
8	大学や職業訓練学校に通学している場合	●時間割 ①在学証明書※8 ②学生証の写し	入学予定で①②が用意できない場合は、入学決定が分かる書類（合格通知等）を提出してください。 「施設等利用給付認定申請書(2 号･3 号)」裏面⑧に必要事項を記入してください。

5　在園中の手続きについて

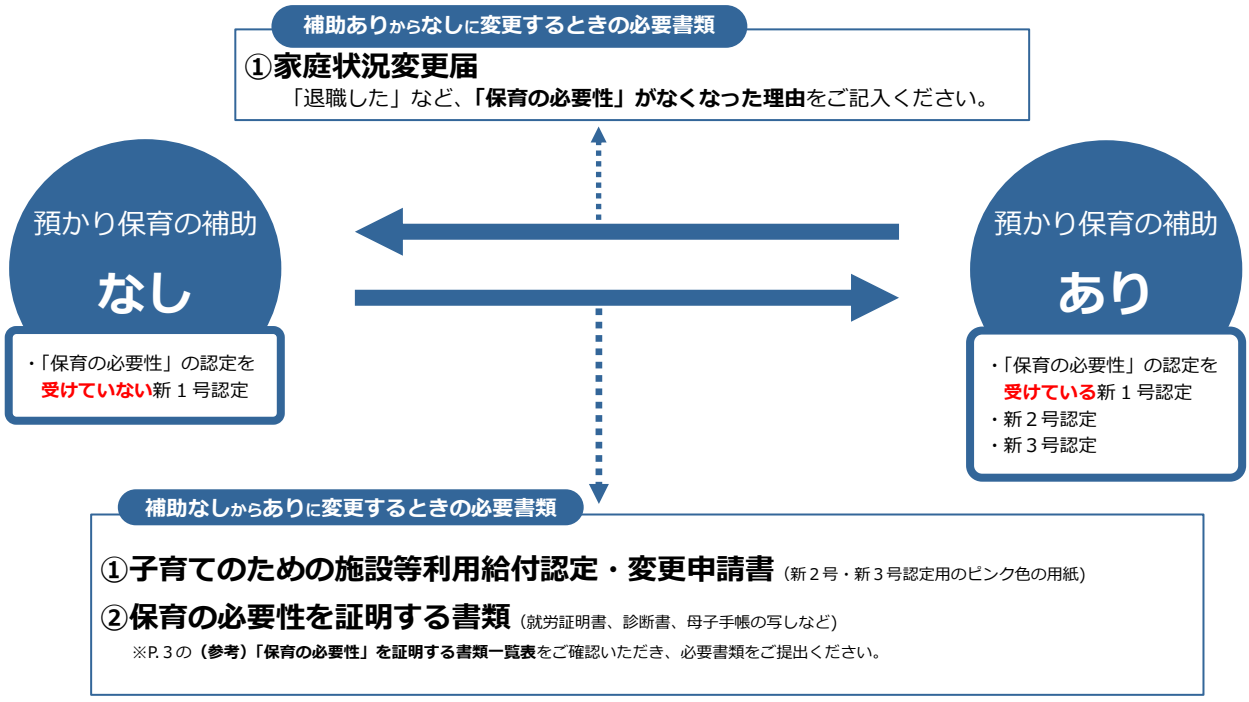
5-01　家庭状況に変更があったとき

- 住所・氏名・世帯員の変更（離婚・再婚・同居人の増減）があったときは、「家庭状況変更届」をご提出ください。
 世帯員の変更（離婚・再婚等）は保護者負担軽減補助金の補助額に影響します。

必要書類
家庭状況変更届

5-02　預かり保育の補助認定を変更するとき

- **「預かり保育の補助なし**(新１号認定)**」**と**「預かり保育の補助あり**(「保育の必要性」の認定を受けた新１号認定、新２号認定、新３号認定)」の**変更（切り替え）を希望する場合**には、それぞれの状況に応じて下表のとおり必要書類をご提出ください。
- **家庭状況の変更（退職・転職・就労時間短縮など）によって「保育の必要性」を喪失したにもかかわらず適切に届出がない場合は、事象発生時まで遡って「預かり保育の補助あり認定」を取り消し、補助金（預かり保育料等）を市に返金していただきます。申告漏れの無いようご留意ください。**



5-03　清瀬市外へ転出するとき

- 清瀬市外へ転出すると、清瀬市からの幼児教育無償化に伴う各種補助金の給付は終了となります。そのため、**転出した後も幼稚園等を利用する場合は（在籍園を継続利用、あるいは転出先の幼稚園等に新規入園、どちらの場合も）、転出先の自治体で改めて認定申請を行う必要があります。**
 ※必要な手続きや必要書類については転出先の自治体の幼稚園担当部署にお問合せください。
- 清瀬市子ども支援課には**「家庭状況変更届」**（住所変更）をご提出ください。

5-04　提出期日および提出先（5-01，02，03 共通）

- 手続きに必要な書類は、清瀬市ウェブページからダウンロードできます。
 電子申請も可能ですので（同ページ内にリンクあり）ご活用ください。

清瀬市トップページ
⇒　「子育て」
⇒　「保育所・幼稚園・認定こども園」
⇒　「幼稚園」
⇒　「私立幼稚園等補助金【私学助成園】」

提出先	提出期日
在籍する市内幼稚園	**変更希望月の 前月 15 日 まで**
清瀬市子ども支援課	**変更希望月の 前月 20 日 まで**

（注意１）上記提出期日が土・日・祝日の場合は、直前の平日までとなります。
（注意２）上記提出期日以降にご提出された場合は、翌々月からの適用となります。
（注意３）認定変更は最短で翌月から適用、世帯員の変更「離婚・再婚・同居人の増減」による補助金額の変更は、減免になる場合は申請後の翌月、増額になる場合はその事実が発生した月に遡りますのでご注意ください。

※「保育の必要性」の認定を受けた方への注意事項

共通事項

次年度も必要要件を満たしているか確認するため、毎年１２月頃に現況調査を行います。
（就労証明書など「保育の必要性」を証明する書類の再提出依頼）
詳しくは、時期が近づきましたら別途ご案内いたしますので、必ずご提出ください。

求職中　の方

求職中の方の認定期間は、**３か月間**です。（例：４月１日認定の場合、６月 30 日まで）
以降、就労要件に切り替える場合
→　認定期間の３か月目の 20 日までに
- **家庭状況変更届**
- **就労証明書**　　をご提出ください。

届け出がない場合、４か月目からは「保育の必要性」なしとして、預かり保育の補助なしの認定に変わります。

育休中　の方

育休中の方の認定期間は、**育休対象児童が２歳になる年度末まで**です。
（例：９月１日生まれの場合、翌々年度の３月 31 日まで）
→　育休対象児童が２歳になる年度末後の４月中に仕事に復帰し、
- **復職証明書**　　の提出がない場合、預かり保育の補助なしの認定に変わります。

※育休対象児童の保育所内定通知に同封される復職証明書をご利用ください（コピー可）。

就学要件・疾病要件　の方

就学、疾病等の要件での認定期間は、学校の就学期間、診断書の有効期限までです。

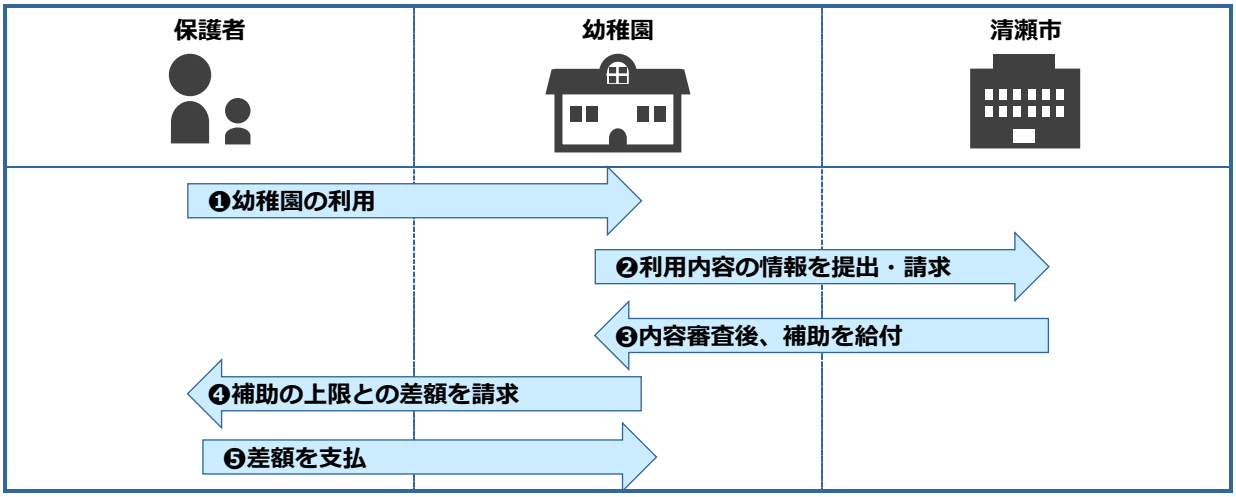
6　給付方法（「現物給付」と「償還払い」）について

補助の給付方法は、大きく 2 種類に分かれます。
各幼稚園において、補助の種類によって給付方法が異なりますのでご注意ください。

現物給付

- 「現物給付」とは、該当する補助の対象額について、幼稚園が清瀬市に請求し、清瀬市が幼稚園に給付する支払方法です。これにより、**保護者が幼稚園に利用料を支払う必要がなくなります。**
 ただし、利用料が補助対象額を上回るときは、差額分のみ保護者から幼稚園に支払うことになりますので、ご注意ください。
- 園によっては、入園料等を入園時に一括して支払う場合もありますが、そのときは先に保護者から幼稚園に支払い、その後、在籍園から保護者へ補助分が返金されます。

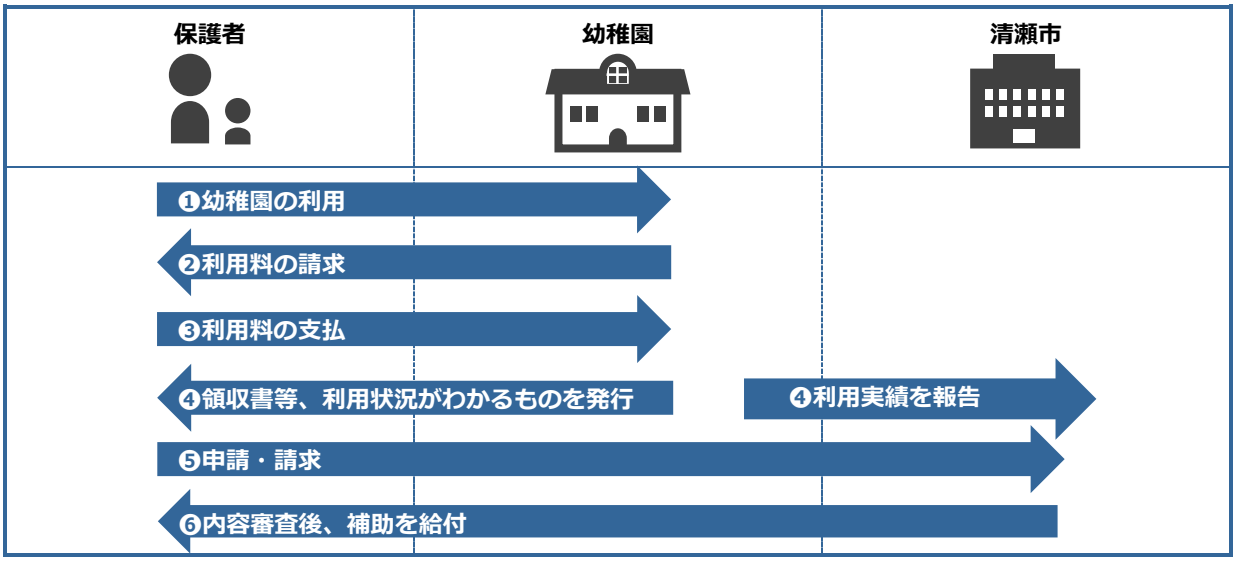
（　**現物給付**　のイメージ　）



償還払い

- 「償還払い」とは、**保護者が幼稚園に利用料を支払い、その後、保護者から清瀬市に利用料のうちの補助対象額を申請・請求することで、清瀬市が保護者に給付する支払方法**です。
- 利用実績に基づいて補助対象額が決定する「食材料費補助」「預かり保育料」はこの給付方法となります。
 ※請求書の提出がないとお支払いできませんので出し忘れの無いようご留意ください。

（　**償還払い**　のイメージ　）



（参考）令和９年度における市内幼稚園（新制度未移行園）の給付方法　一覧表

市内幼稚園名 / 補助	補助１ (P.7) 施設等利用給付費（入園料+保育料）	補助２ (P.8) 保護者負担軽減補助金	補助３ (P.9) 食材料費補助	補助４ (P.10) 預かり保育料
きよせ幼稚園	現物給付※10	現物給付	償還払い（年１回給付）	償還払い（年２回給付）
清瀬たから幼稚園				
清瀬富士見幼稚園				
清瀬しらうめ幼稚園				
清瀬ゆりかご幼稚園				

※10　入園料について、園によっては一括支払いの可能性があります。

7　補助１「入園料+保育料」について

- 認定区分や所得区分を問わず、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通園する場合に、**月額上限 28,000 円の範囲で、入園料+保育料を補助します。**
- 新 1 号認定、新 2 号認定、新 3 号認定の申請書で「施設等利用給付費（入園料+保育料）」の補助申請も兼ねておりますので、**別途申請していただく必要はありません。**
- 「施設等利用給付費（入園料+保育料）」について、**市内の私立幼稚園はすべて「現物給付」となります**（「現物給付」について、詳しくは P.6 をご参照ください）。

新１号認定の場合

保育の必要性 **あり**

← 施設等利用給付費（入園料+保育料） →	← 保護者負担軽減補助金 →	← 預かり保育料 →
28,000 円	**5,300** 円 ～ **9,700** 円※11	上限 **17,700** 円
月当たり補助上限額 …… **33,300 円 ～ 55,400 円**		

保育の必要性 **なし**

← 施設等利用給付費（入園料+保育料） →	← 保護者負担軽減補助金 →	← 預かり保育料 →
28,000 円	**5,300** 円 ～ **9,700** 円※11	---
月当たり補助上限額 …… **33,300 円 ～ 37,700 円**		

新２号認定の場合

← 施設等利用給付費（入園料+保育料） →	← 保護者負担軽減補助金 →	← 預かり保育料 →
28,000 円	**5,300** 円 ～ **9,700** 円※11	上限 **12,300** 円
月当たり補助上限額 …… **33,000 円 ～ 50,000 円**		

新３号認定の場合

← 施設等利用給付費（入園料+保育料） →	← 保護者負担軽減補助金 →	← 預かり保育料 →
28,000 円	**5,300** 円 ～ **9,700** 円※11	上限 **17,700** 円
月当たり補助上限額 …… **33,000 円 ～ 55,400 円**		

※11　「保護者負担軽減補助金」の補助額については、P.8 の**【補助金額表】**をご参照ください。

8　補助２「保護者負担軽減補助金」について

- 「施設等利用給付費」は全国的な制度であり、新制度未移行の幼稚園在籍児に月額 28,000 円を上限として補助を行うのに対し、「**保護者負担軽減補助金**」**は、月額 28,000 円（＝施設等利用給付費の補助部分）を超過する保育料及びその他納付金**※12**について、東京都と清瀬市で合わせて下記【補助金額表】の単価範囲内で補助を行う**ものです。
- バス代、教材費、行事代、アルバム代、PTA 会費等は**補助の対象外**です。
- 補助１「施設等利用給付費」と補助２「保護者負担軽減補助金」二つの補助金の合計額は、当該年度に納付する入園料＋保育料＋その他の納付金※12 の合計額を超えて補助することはできません。

※12　その他納付金とは…園則に記載されている保護者が毎年度徴収されるもの（施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費など）のうち全園児を対象とするものに限ります。一部の園児のみ対象とするもの及び実費負担にあたるものは対象外となります。

（保護者負担軽減補助金）
都）1,800 円～6,200 円
市）3,500 円
合計）5,300 円～9,700 円

【補助金額表】

区分	補助対象区分		令和９年度　補助限度額（月額）		
			第１子	第２子	第３子以降
1	生活保護世帯※13　又は　市町村民税非課税世帯※13 のうちひとり親等※15		9,700 円	9,700 円	9,700 円
2	市町村民税非課税世帯※13　又は　第３区分該当のうちひとり親等※15		6,700 円		
3	世帯の 令和８年度（令和９年４月分～令和９年８月分を算定） 令和９年度（令和９年９月分～令和 10 年３月分を算定） の市町村民税所得割額※14 の合計額が	77,101 円未満	5,300 円	5,300 円	9,100 円
4		211,201 円未満			8,500 円
5		256,301 円未満			5,300 円
6		256,301 円以上			

※13　令和９年４月から令和９年８月までを令和８年度の市町村民税で、令和９年９月から令和 10 年３月までを令和９年度の市町村民税で、それぞれ判定します。

※14　父母ともに市町村民税所得割課税額が非課税で、同居している祖父母等がいる（同・別世帯問わず）場合は、同居している祖父母等も含めての算定となります。（「市町村民税所得割課税額」について、詳しくは P.2 をご参照ください）

※15　ひとり親等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯となります。
- 生活保護法第６条第２項に規定する要保護者
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- 身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- その他清瀬市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

- 「保護者負担軽減補助金」を受給するには、償還払い方式の園の場合、**保護者による申請書の提出が必要**です（法定代理園の場合は不要）。
- 申請書は **年１回** 配布します。
- 申請書の提出先及び提出期限は、申請書と併せて配布する通知文でお知らせします。
- **申請書未提出や提出遅滞の場合、補助金をお支払いできません（遡及請求不可）。**
- 償還払い方式の園の場合、補助額の給付は対象期間を **年２回** に分けて給付します。

施設利用対象期間	令和９年									令和 10 年		
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
申請書配布時期	令和９年６月下旬　～　７月上旬※16											
給付時期	令和９年 10 月頃（予定）					令和 10 年５月頃（予定）						

※16　８月以降に入園した場合、申請書と案内通知を認定通知に同封します。

9　補助３「食材料費補助」について

- 給食費であって人件費・設備費等を除く食材料費のうち、下記の範囲内で、実績に応じて補助を行います。

主食費（ごはん・麺等）		副食費（おかず等）
3,000 円/月額上限	＋	**5,100** 円/月額上限

- **食材料費の補助対象は、下記のとおり、世帯の所得区分によって異なります。**
 なお、父母ともに市町村民税所得割課税額が非課税で、同居している祖父母等がいる（同・別世帯問わず）場合は、同居している祖父母等の所得割額を含めて算定します。

区分	市町村民税所得割額が	「第１子、第２子、第３子以降」の子どもの人数のカウント方法
1 2 3	77,101 円**未満** の世帯	世帯が同一である等の生計を一にする子 のうち、最年長者から順にカウント 第１子（小学４年生）　第２子（小学３年生）　第３子（年長）
4 5 6	77,101 円**以上** の世帯	**小学校３年生以下**のきょうだいのうち、 最年長者から順にカウント 第１子（小学４年生）　第２子（小学３年生）　（年長）

人数のカウント方法に注意！

【補助対象表】

区分	補助対象区分		第１子	第２子	第３子以降
1	生活保護世帯　又は　市町村民税非課税世帯のうちひとり親等		**対象**	**対象**	**対象**
2	市町村民税非課税世帯　又は　第３区分該当のうちひとり親等				
3	世帯の令和９年度の 市町村民税所得割額の合計額が	**77,101** 円未満			
4		**211,201** 円未満	対象外	対象外	
5		**256,301** 円未満			
6		**256,301** 円以上			

- 園児の利用実績に基づいて補助額を決定するため、**あらかじめ保護者から在籍する幼稚園に給食費を支払う必要があります。その後、保護者からの申請に基づき、清瀬市から保護者に補助額を給付します。**
- 申請書は、**年１回**　配布します。
- 申請書の提出先及び提出期限は、申請書と併せて配布する通知文でお知らせします。
- **申請書未提出や提出遅滞の場合、補助金を該当期にお支払いできません。**
- 補助額は **年１回** にまとめて給付します。

施設利用対象期間	令和９年									令和 10 年		
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
申請書配布時期	令和９年 11 月下旬　～　12 月下旬※17											
給付時期	令和 10 年５月頃（予定）											

※17　12 月以降に入園した場合、申請書と案内通知を認定通知に同封します。

10　補助４「預かり保育料」について

- 預かり保育料は、利用実績に基づいて補助額を決定するため、**あらかじめ保護者から在籍幼稚園に利用額を支払う必要があります。その後、保護者からの申請に基づき、清瀬市から保護者に補助額を給付します（償還払い）。**
- 預かり保育料の補助額は以下のとおりです。
 （幼稚園によって利用料金や利用形態が異なりますので、下記計算例を参考にしてください。）

新１号・新２号・新３号認定の場合（満３歳～５歳児）

Ⓐ **490 円／1 日あたり ×（利用日数）の額**[※18]

※18　認定区分ごとに月額の上限があります。
「保育の必要性」の認定を受けた**新１号認定** … **17,700** 円まで
新２号認定 … **12,300** 円まで
新３号認定 … **17,700** 円まで

Ⓑ **実際に支払った額**

ⒶⒷのうち、
いずれか低い額を給付します。

【預かり保育補助額の計算例】
（新２号認定の場合）

		Ⓐ 490 円/1 日あたり×(利用日数)の額	Ⓑ 実際に園に支払った額	補助額
(例 1)	・8,000 円/1 月あたり（月額） ・20 日利用	**9,800** 円 (490 円 × 20 日)	**8,000** 円	**8,000** 円 (Ⓐ ＞ Ⓑ)
(例 2)	・8,000 円/1 月あたり（月額） ・16 日利用	**7,840** 円 (490 円 × 16 日)	**8,000** 円	**7,840** 円 (Ⓐ ＜ Ⓑ)
(例 3)	・400 円/1 日あたり（日額） ・20 日利用	**9,800** 円 (490 円 × 20 日)	**8,000** 円 (400 円 × 20 日)	**8,000** 円 (Ⓐ ＞ Ⓑ)
(例 4)	・200 円/1 時間あたり ・3 時間/ 1 日あたり、20 日利用	**9,800** 円 (490 円 × 20 日)	**12,000** 円 (200 円 × 3 時間 × 20 日)	**9,800** 円 (Ⓐ ＜ Ⓑ)
(例 5)	・400 円/1 日あたり（日額） ・26 日利用	**12,300** 円 **（月額上限）** (490 円 × 26 日 ＞ 12,300)	**10,400** 円 (400 円 × 26 日)	**10,400** 円 (Ⓐ ＞ Ⓑ)
(例 6)	・200 円/1 時間あたり ・3 時間/ 1 日あたり、26 日利用	**12,300** 円 **（月額上限）** (490 円 × 26 日 ＞ 12,300)	**15,600** 円 (200 円 × 3 時間 × 26 日)	**12,300** 円 (Ⓐ ＜ Ⓑ)

３号認定の場合（０～２歳【幼稚園型Ⅱ】）

Ⓐ **45,700 円／月額上限**　**OR**　Ⓑ **実際に支払った額**

ⒶⒷのうち、
いずれか低い額を給付します。

- 申請書の配布及び補助額の給付は、下表のとおり **年２回 に分けて**行います。
- 申請書は在籍する幼稚園を通して配布され、提出先及び提出期限は併せて配布する通知文でお知らせします。
- **申請書未提出や提出遅滞の場合、補助金を該当期にお支払いできません。**

預かり保育利用対象期間	令和９年									令和 10 年		
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
申請書配布時期	令和９年 ７月上旬頃[※19]					令和９年 12 月上旬頃[※19]						
給付時期	令和９年 10 月頃（予定）					令和 10 年５月頃（予定）						

※19　申請書を配布する各時期以降に入園及び認定変更した場合は、申請書と案内通知を認定通知に同封してお送りします。

11　その他注意事項

・補助対象経費について

- **補助２「保護者負担軽減補助金」**の補助額及び**補助３「食材料費補助」**の対象となるかについては、世帯の市町村民税所得割課税額に応じて決定しますが、市から税情報が分かる書類（課税・非課税証明書など）の提出依頼があったにもかかわらず提出がない、または市町村民税の未申告等により**税額が決定できない（確認できない）世帯**は所得基準額における最高額にて階層決定するため、実態を問わずすべて第６区分とみなします（Ｐ８、Ｐ９の表参照）。

- 月途中での入園・退園又は住所異動等により、補助金が**日割り補助又は減額**となる場合があります。

- 「保育の必要性」の認定を受けていない新１号認定の児童も、緊急的な事情（通院など）がある場合、幼稚園と相談のうえ預かり保育を利用できます。ただし、**預かり保育料は補助対象外のため、全額保護者負担**です。

・その他

- **新２号認定、新３号認定**の児童については、利用している幼稚園等で、
 ① **教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満**
 ② **年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数 200 日未満**
 ①②のいずれかの要件に該当する場合のみ、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポート事業、一時預かり事業も併せて預かりの上限の範囲内で対象となることができます。
 上記要件に該当するかは在籍する幼稚園にお問合わせください（**市内幼稚園は対象外**）。

お問合せ

〒204-8511
東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
　清瀬市しあわせ未来センター　１階
清瀬市福祉子ども部子ども支援課　保育・幼稚園係
　　TEL：042-497-2086（直通）
　　FAX：042-495-7711